

国保のお知らせ

10月1日は

国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年10月1日に更新を行っています。

被保険者証は、一人1枚のカード型となっています。宛名が印字されている台紙に貼り付けてありますので、台紙から剥がしてお使いください。被保険者証は簡易書留郵便にて郵送しています。まだ受領されていない世帯主の方は、郵便局または国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

被保険者証は9月1日現在で作成していますので、その後、健康保険の切り替えなどで記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または各支所地域振興課市民福祉係に届け出てください。届け出が遅れますと、国民健康保険税等の過払いまたはさかのぼって賦課される場合があります。

国民健康保険税は納期内に納め、国民健康保険がきちんと運営できるように協力ください。

～手続きに必要なもの～

記載事項に変更が生じたとき

- ・国民健康保険被保険者証
- ・社会保険等の被保険者証 (社会保険等に加入した方全員分)
- ・退職証明書 (社会保険等を脱退した方)
- ・印鑑

被保険者証を更新するとき

- ・被保険者証
- ・在学証明書または学生証の写し
- ・印鑑

被保険者証を廃止するとき

- ・被保険者証
- ・印鑑

被保険者証の有効期限
被保険者証の有効期限は、通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なる場合があります。詳しくは左表のとおりです。

区分	有効期限	備考
昭和13年10月2日～ 昭和14年10月1日生まれの方	75歳の誕生日の前日まで	75歳の誕生日前に後期高齢者医療制度の被保険者証が郵送されます。
昭和23年10月2日～ 昭和24年10月1日生まれの方 退職被保険者証をお持ちの方	65歳になった月の末日まで (1日生まれの方は前月末日まで)	一般被保険者証へ切替となりますので、有効期限前に新しい被保険者証を郵送します。

被保険者の方は

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(被保険者証)も、10月1日に被保険者証を更新する必要があります。

該当される方にはご案内の通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きをお願いいたします。

国民健康保険税は納期内に納めましょう

病院等に通っていないからといって、国民健康保険税を納めない人がいると、納めている人との公平を損なうだけでなく、国民健康保険の健全運営に支障を来します。

国民健康保険税は納期内に納め、国民健康保険がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになります。

お問い合わせ:

国保年金課国保年金係
☎(55)5106

不要になった農機具やピアノ買い取りしてます

※その場で現金をお支払いします。

古くても動かなくても買い取り可能です。東南アジアで再び活躍させてください。

耕運機・トラクター・管束機・コンバイン・刈草機・発電機・草刈り機・チェーンソー・揚水機・その他の農機具はご相談ください。ピアノ(YAMAHA、KAWAI、その他)電子ピアノの買取は買い取り対象外です。

※買取によっては買取の出来ないものもあります。買取させていただきます。買取価格やピアノの片付けは安心な地元業者の担当させていただきます。

買取を大団に合わせ国保に 二本橋店15-1 電話番号1220-1220 リサイクル Van Van 二本橋店 ☎0243-23-5922